

社会福祉協議会の生活支援サービス

にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう
日常生活自立支援事業
のごあんない

安心して生活も
おくるために。



福祉サービスの利用や、日々のお金のやりとりについて不安に思うことはありませんか？
そんなお悩みを解決するため、社会福祉協議会がお手伝いします。

ご利用について

日常生活でかかえる不安や疑問を支えます！

こんなとき
ご相談下さい

- 福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない…
- 銀行に行ってお金をおろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい…
- 訪問販売が来たとき、どう対応していいかわからない…

利用できる人は次の①～③のすべてに当てはまる方です

- ① 契約などの判断に不安がある方
- ② このサービスを利用する意思がある方
- ③ この契約内容が理解できる方

利用は有料です

● 生活支援員が訪問してお手伝いするサービスを利用する場合

1,100円（最初の1時間）＋交通費です

※ 1時間を超える場合は、30分ごとに550円加算します

※ 生活保護を受けている方は国・県により負担されますので、ご本人からは頂きません

※ お住まいの市町村によっては、社会福祉協議会が利用料を減免している場合があります

● 書類を預かるサービスを利用する場合

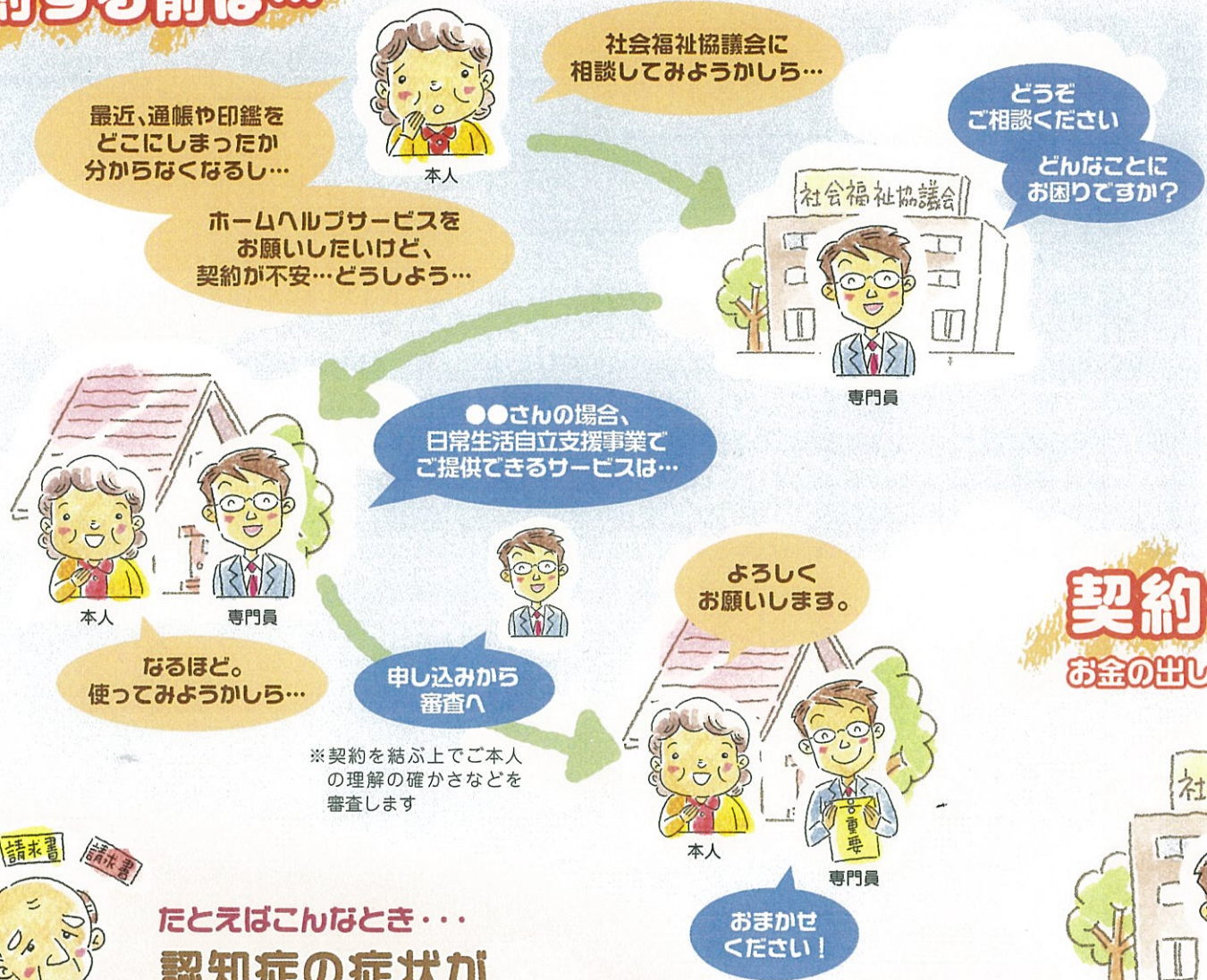
1年間 5,000円（実費400円×12ヶ月と事務手数料200円）です

こんなときは？

- 日常生活自立支援事業のサービス対象者は、在宅生活の方を基本とすることから、福祉施設に入所されている方や、病院に入院されている方は、それぞれの施設や病院等で実施している金銭管理サービスをご利用いただくことになります。
ただし、近いうちに退所または退院し、在宅で生活される予定がある場合に限り、ご利用いただけます。
- 障害や認知症のために契約する能力が無い場合、また無くなったとみなされる場合、日常生活自立支援事業における契約も成立しません。その場合、成年後見制度などその他のふさわしい支援をお勧めします。
- 成年後見人等が選任されている方については、ご利用いただけない場合があります。

日常生活自立支援事業を利用すると…

契約する前は…



たとえばこんなとき… 認知症の症状が見られ始めたAさんの場合

悪質な訪問販売業者にだまされ、ローン会社に高額な借金があることが判明したAさん。本人に聞いても「よう、わからん」と言われるため、今後の生活の安定とトラブル回避を考えた近所の方から社会福祉協議会に相談があった。

援助内容

・日々の生活について

生活の不安を解消するため、ホームヘルプサービスなどの利用について話し合い、介護保険の申請のことも含めてケアマネジャーを調整することとした。さらに毎日、一人でさみしいというAさんの訴えにより、近所のふれあい・いきいきサロンを紹介し、話し相手ボランティアも調整することとした。

・借金について専門家の調整

弁護士に整理を依頼し、計画的な返済を行うこととなった。今後は、こういったことから守るために、民生委員、福祉委員、ボランティア、近所の方などで日々の見守りをする事となった。

・預かりサービスの利用

通帳や印鑑を保管した場所がわからなくなることがよくあるため、社協で預かることとした。

・日々の生活費について

いくら使ったのか、いくら残っているのかがよくわからなくなるため、生活支援員が生活費をお届けすることとした。

Aさん見守りスケジュール

月	ヘルパー
火	近所の方・生活支援員(隔週)
水	民生委員
木	ふれあい・いきいきサロン
金	ヘルパー
土	民生委員
日	話し相手ボランティア

たとえばこんなとき・・・

知的に障害のあるSさんの場合

施設を退所し、作業所に通いながら一人暮らしをすることとなった知的に障害のあるSさん。
Sさんは地域生活におけるサポートと金銭管理について、社会福祉協議会に相談を持ちかけた。



援助内容

・自立支援に向けて

Sさんは、今までお金の計算をしたことがなかったため、専門員はこづかい帳をつけるように勧めた。そして、生活支援員がSさん宅を訪問した際、こづかい帳を見てアドバイスすることとした。作業所には、Sさんの生活全般を見守って頂くこととした。

・生活費の払い戻しについて

生活支援員がSさんとともに銀行に行き、払い戻しの方法を教えながら、Sさん自身が払い戻しをすることとした。

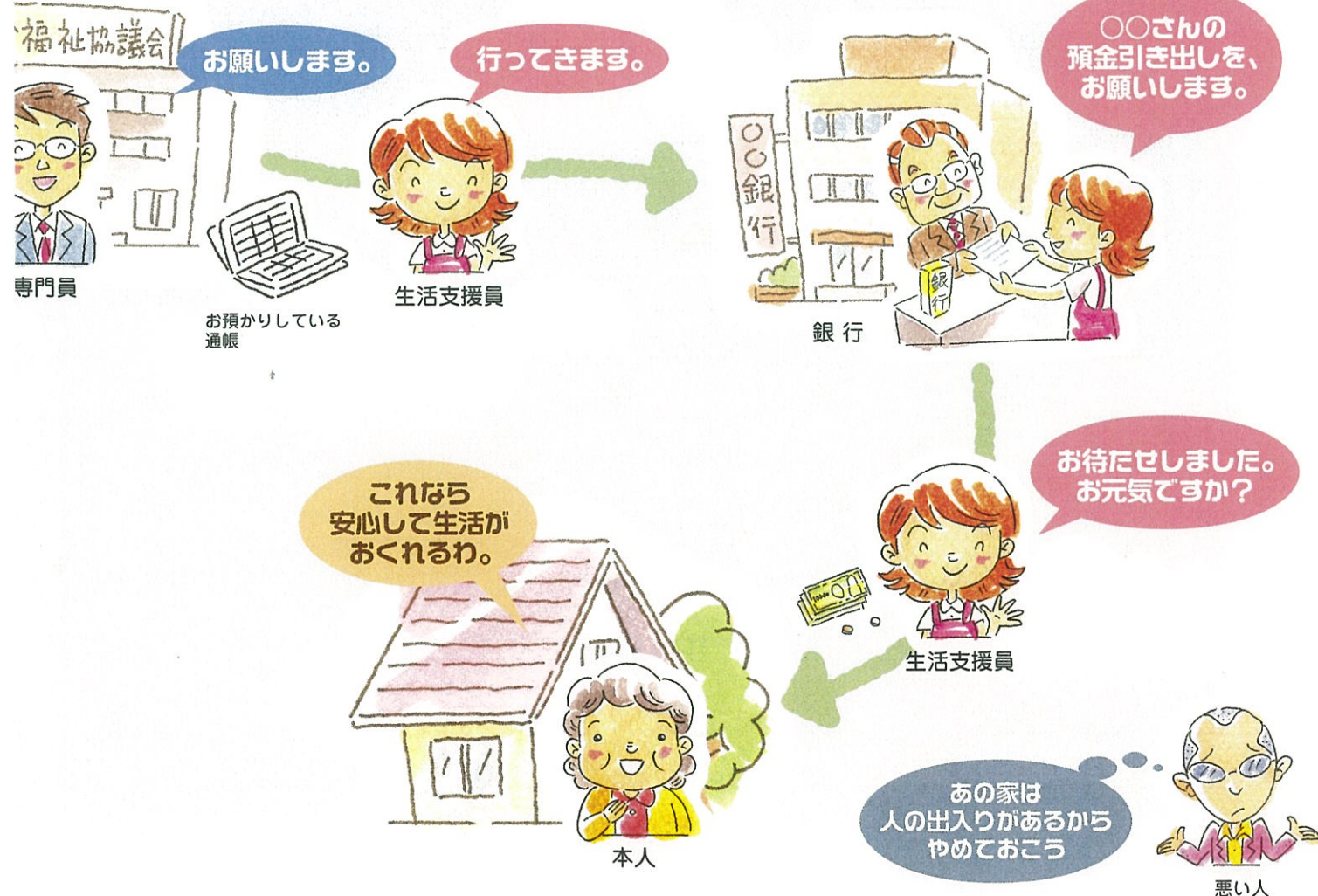
・福祉サービスの導入

家事を手伝ってくれる人を紹介して欲しいというSさんの訴えにより、ホームヘルプサービスを利用することとした。

Sさん生活スケジュール

月	作業所
火	作業所・ヘルパー
水	作業所
木	作業所・生活支援員（隔週）
金	作業所
土	ヘルパー
日	近所の方・民生委員

これについてのお手伝いと、日々の見守りをするようになりました。



■ 具体的なお手伝いの内容

福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、それに伴う利用料の支払いやその手続き、生活に必要な預貯金の出し入れ、年金や預金通帳など大切な書類の保管などをお手伝いするサービスがあります。

福祉サービスの手続きについてのお手伝い



- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報を提供し、相談を受けます
- 福祉サービスを利用するときの手続きや利用料の支払いをお手伝いします
- 福祉サービスについての苦情を解決するための手続きをお手伝いします

お金の出し入れについてのお手伝い



- 年金等を受け取るために必要な手続きをお手伝いします
- 公共料金等の支払い手続きをお手伝いします
- 預貯金の出し入れ等の手続きをお手伝いします

大切な書類等の預かりについてのお手伝い



- 保管を希望される通帳や印鑑、証書などの重要書類をお預かりします

※ただし宝石、書画、骨董品、貴金属類など、または現金、証券、さらに運用を必要とする株券等はお預かりできません

苦情は、こちらまでお寄せ下さい

岡山県運営適正化委員会

TEL : 086-226-9400

日常生活自立支援事業 についてのご相談、 お問い合わせ、お申し込みは お近くの社会福祉協議会まで！



社会福祉協議会名	TEL
倉敷市社会福祉協議会	086-434-3364
津山市社会福祉協議会	0868-23-5130
玉野市社会福祉協議会	0863-32-1104
笠岡市社会福祉協議会	0865-62-3507
井原市社会福祉協議会	0866-62-1484
総社市社会福祉協議会	0866-92-8555
高梁市社会福祉協議会	0866-22-7243
新見市社会福祉協議会	0867-72-7306
備前市社会福祉協議会	0869-64-3033
瀬戸内市社会福祉協議会	0869-22-2940
赤磐市社会福祉協議会	086-955-8777
真庭市社会福祉協議会	0867-42-1005
美作市社会福祉協議会	0868-75-2622

社会福祉協議会名	TEL
浅口市社会福祉協議会	0865-44-7744
和気町社会福祉協議会	0869-93-2002
早島町社会福祉協議会	086-482-3000
里庄町社会福祉協議会	0865-64-7218
矢掛町社会福祉協議会	0866-82-0848
新庄村社会福祉協議会	0867-56-2001
鏡野町社会福祉協議会	0868-54-1243
勝央町社会福祉協議会	0868-38-2160
奈義町社会福祉協議会	0868-36-6363
西粟倉村社会福祉協議会	0868-79-2561
久米南町社会福祉協議会	0867-28-2000
美咲町社会福祉協議会	0868-66-2940
吉備中央町社会福祉協議会	0866-54-1818

※2015年4月1日現在

岡山市内在住の方は、岡山市社会福祉協議会（TEL.086-225-4051）までお問い合わせ下さい。

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内
TEL 086-226-4145 FAX 086-226-3557

※個人情報の取り扱いについて

利用手続きのために必要な個人情報については、ご本人の了解を得て必要なことだけお伺いします。
知り得た個人情報については、安全に管理し、関係者と協力してお手伝いする必要があるときに、必要な範囲で情報を共有します。